

平成 29 年 7 月 5 日

各 位

株式会社 みなと銀行
兵庫県警察本部

特殊詐欺被害の未然防止のための

ATM（キャッシュカード）お振込の一部利用制限について

株式会社 みなと銀行（頭取 服部 博明）は、兵庫県警察本部（以下、兵庫県警）等からの特殊詐欺被害の未然防止への取組要請を踏まえ、7 月 5 日（水）から、下記の通り、ATM（キャッシュカード）によるお振込を制限させて頂いておりますのでお知らせします。

兵庫県をはじめ、全国的に振り込め詐欺が多発する中、昨今は犯罪グループがATM操作に不慣れな銀行の預金者（特に高齢者）をコンビニや無人のATMに誘導して多額の資金を振り込ませる詐欺が数多く発生しています。

兵庫県警では、県内の特殊詐欺被害者における高齢者（70 歳以上）の比率は、件数で約 6 割、被害額では約 8 割（※1）を占めることから、これまで同年齢層の方々を中心に様々な啓発活動を重ねてきましたが、詐欺グループの手口は巧妙化し、今後は更に被害が拡大していくことが懸念されています。
（※1）兵庫県警調べによる

みなと銀行は、これまでも地元警察や関係当局と連携して、金融犯罪の防止活動に取り組んでまいりました。兵庫県内の金融機関では初めてとなる今回の取組は、巧妙化する詐欺グループからお客さまの大切なご預金をお守りするため、兵庫県警と連携して取組むものでありますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

■ ATMお振込の一部利用制限について

1. 対象となるお客さま
満 70 歳以上、かつ過去 3 年以上、当行キャッシュカードを使った「ATMお振込」のご利用がない個人のお客さま
2. 利用制限について
上記 1. に該当するお客さまには、当行キャッシュカードを利用した「ATMお振込」を停止させていただきます。（「ATM」以外のお振込は従来通りご利用頂けます）
3. 利用制限の開始日
平成 29 年 7 月 5 日（水）
4. その他
その他、本件についてのお問い合わせや利用制限を希望されないお客さまは、恐れ入りますが、お取引店をはじめ当行本支店窓口までお申し出下さいますようお願いいたします。

以 上

本資料に関するお問い合わせ先
みなと銀行 企画部広報室 藤井 TEL 078-333-3247
兵庫県警察本部 生活安全企画課 中村 TEL 078-341-7441